

自転車・オートバイの使用ルール

自転車

自転車は誰でも気軽に乗れる乗り物ですが、自転車にも法律で定められた交通ルールがあります。下記の違反行為を3年間のうち2回以上摘発された自転車運転者は、自転車運転者講習の受講命令を受けます。事故から身を守るため、自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう。

【違反行為15】

1. 信号の指示を無視すること
2. 道路標識などで通行が禁止されている場所を通ること
3. 歩道を徐行せずに通ること
4. 自転車専用レーンの枠外を通ること
5. 歩道がない道で歩行者の通行を妨げること
6. 閉じようとしているまたは閉じている踏切内への立ち入り
7. 交差点で優先されている車両の通行を妨げることなど
8. 交差点で車両の通行を妨げるように右折することなど
9. 右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうなど
10. 一時停止の指定がある場所で止まらないことなど
11. 歩行者用道路で歩行者の通行を妨げること

自転車と摩托車の交通规则

自転車

自転車虽然是谁都可以利用的交通工具，但法律也规定了自行车的交通规则。骑自行车的人在3年内将认定2次以上违章行为时，将收到骑自行车人员学习的通知。骑自行车时戴上头盔，以防止发生意外。

【15 项违章行为】

1. 闯红灯
2. 通过道路标志牌等规定禁止通行的场所
3. 通过人行道时没有缓慢行驶
4. 在自行车专用道的线外行驶
5. 在沒有人行道的路上妨碍了行人通行
6. 闯入即将或者已经关闭的铁路道闸
7. 在十字路口妨碍优先车辆的通行
8. 在十字路口右拐妨碍车辆通行
9. 在指定向右环行的路口逆行
10. 在规定停车观望的地方没有停车
11. 在人行道上妨碍行人通行

12. ブレーキが利かないまたは壊れた
自転車^{じてんしゃ}の運転^{うんでん}
13. お酒^{さけ}を飲んでの自転車^{じてんしゃ}運転^{うんでん}
14. 前方不注意などのさまざまな行為^{こうゐ}

※携帯電話^{けいたいでんわ}を使いながら通行^{つうこう}して、事故^{じこ}を起こした場合^{おこしたばあい}にも適用^{てきよう}されることがあります

15. 他^たの車^{しゃりよう}両^{つうこう}の通行^{ぼうがい}を妨害^{もくてき}する目的^{もくてき}で
行^{おこな}う危険^{きけん}な運転^{うんでん}

子ども^{こども}を乗^のせて運^{うんでん}転^{とき}する時^{とき}には、転倒^{てんとう}事故^{じこ}などが起^おこりがちです。細心^{さいしん}の注意^{ちゅうい}を払^{はら}ってください。

また、駅前^{えきまえ}や市街地^{しがいちなど}等の放置禁止区域^{ほうちんしきい}に自転車^{じてんしゃ}を放置^{ほうち}してはいけません。一定^{いってい}期間^{きかん}放置^{ほうち}された自転車^{じてんしゃ}は、役所^{やくしよ}により撤去^{てつきよ}されます。決められた駐輪場^{ちゅうりんじょう}を使用^{しやう}しましょう。

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）

要件^{ようけん}を満たす電動キックボード等^{み た す でんどう き ッ ク ボ ー ド とう}は16歳^{さい}以上であれば免許証^{めんきょしやう}がなくても乗^のることができます。利用者^{りようしや}は以下^{いかに}について義務^{きむ}付けられています。

- ・利用^{りよう}する車^{しゃりよう}両^{しやりよう}が保安基準^{ほあんきんじゆん}に適合^{てきごう}していること
 - ・ナンバープレート^{なんばーぷれーと}の取り付け
 - ・自動車損害賠償責任保険^{じどうしやそんがいばいしやうせきにんほけん}への加入^{かにゆう}
- 詳しくは警察庁^{けいさつちやう}のホームページ^{ほーむぺーじ}を確認^{かくにん}してください。交通ルール^{かうつう}を守^{まも}って安全^{あんぜん}に利用^{りよう}しましょう。

12. 骑没有刹车或刹车坏了的自行车
13. 酒后骑车
14. 各种不注意看前方的行为

※边骑车边使用手机导致交通事故时也属于此行为。

15. 以阻碍其他车辆通行为目的的危险驾驶行为

骑车搭乘小孩时容易跌倒，请千万小心。另外，不可把自行车停放在车站、市区等禁停处，不然，放置一段时间后将被会政府机关没收。应使用专门的停车场。

特定小型机动自行车（电动滑板车等）

年满16周岁以上，需要持有符合要求的电动滑板车、滑板车等驾照，即使没有自行车也可以乘坐火车。用户需要执行以下操作：

- ・使用的车辆必须符合安全标准。
- ・安装车牌（难波牌）
- ・加入汽车损害责任保险

详细信息请确认警察厅主页。请遵守交通规则，安全使用。

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anz/en/tokouteikogata.html>

オートバイ（げんどうきづきてんしゃ ふつうじどう にりんしゃ二輪車）

オートバイのうんでん運転には、うんでんめんきょ運転免許が必要
です。げんどうきづきてんしゃ原動機付自転車（げんつき原付）は、はいきりよう排気量
50cc以下で、16歳で免許を取得できま
す。

ふつう普通 じどう自動 にりんしゃ二輪車 は はいきりよう排気量 が 50cc 超
400cc以下で、16歳で免許を取得できま
す。げんつきおよ原付及び125 cc以下の二輪車では
こうそくどうろ高速道路のつうこう通行はできません。また、
げんつき原付では二人乗りはできません。

摩托车（电动自行车、普通自动两轮车）

驾驶摩托车，需要驾驶证。排气量在 50cc
以下的电动自行车从 16 岁开始可以考驾
驶证。

排气量在 50cc 以上 400cc 以下的普通摩
托车，从 16 岁开始可以考驾驶证。电动
自行车不准在高速公路上行驶，也不许载
人。

电动自行车和 125 cc 以下的摩托车禁止
在高速公路上通行。另外，电动自行车
不可带人行驶。

			
しやりとうつうこう ど 車 両 通 行 止 め	しやりようしんにゆうきんし 車 両 進 入 禁 止	じていほうこうがいしんごう 指定方向外進行 禁 止	てんかがいきんし 転回禁止
禁止车辆通行	禁止车辆进入	除指定方向外禁止通行	禁止掉头
			
おいこ きんし 追 越 し 禁 止	ちゅうでいしやきんし 駐 停 車 禁 止	さいこうそくど 最 高 速 度	いっぽうつうこう 一 方 通 行
禁止超车	禁止停、放车	最高速度	单向通行
			
じょうこう 徐 行	いちじていし 一 時 停 止	ちゅうしやか 駐 車 可	おうだんほどう 横 断 歩 道
徐行	停车观望	可以停车	人行横道
			
こくどうばんごう 国 道 番 号	とどうふけんどうばんごう 都 道 府 県 道 番 号	じゅうじ ろうこうさてん 十 字 路 交 差 点 あ り	がっこう ようちえん ほいく 学 校 、 幼 稚 園 、 保 育 園 等 あり
国道号	都道府县道号	前方有十字路口	前方有学校、幼儿园、托儿所等

自動車の運転

免許の取得

自動車を運転するためには、運転免許が必要ですが、指定自動車教習所に入学するのが一般的です。卒業すれば技能試験が免除されます。岡山県運転免許センター等で適性試験・学科試験を受験し、合格すれば運転免許が取得できます。詳しくは、岡山県運転免許センターに問い合わせてください。

外国免許からの切替え

外国の運転免許は、日本の運転免許への切替えの申請ができます。手続きは、岡山県運転免許センターで行います。

※自動車の運転に必要な知識及び技能の有無が確認されます。

◇切替えの条件

①外国の運転免許証が有効期間内であること

②外国の運転免許証を取得した日から通算で3か月以上免許証の取得国に滞在していたことが証明できること

【必要な書類など】

- ・外国の運転免許証
- ・外国の運転免許証の翻訳文
- ・本籍又は国籍の記載された住民票（コピーは不可、個人番号の記載がないもの）

汽车驾驶

取得驾驶证

驾驶汽车需要先取得驾驶证。一般需要在汽车驾驶学校学习。毕业后可免除技能考试。在冈山县驾驶证中心接受科目考试及适应性考试，合格者即可取得驾驶证。至于详细事宜请咨询县驾驶证中心。

国外驾驶证的更换

国外的驾驶证可以在日本申请更换日本的驾驶证。具体手续在冈山县驾驶证中心办理。

*会被确认有无基本的汽车驾驶知识及技能。

◇更换驾驶证的条件

①外国驾驶证有效期内

②取得外国驾驶证后在所在国必须居住有3个月以上的证明

【所需资料】

- ・国外的驾驶证
- ・国外驾驶证的译文
- ・记载有籍贯地、国籍的住民票（复印件不可，没有记载个人号码）

- ・本人確認書類（旅券（パスポート）、
保険証、在留カードなど）
- ・外国での滞在期間を証明する書類
（出入国証明書、旅券（パスポート）、
船員手帳など）
- ・日本の運転免許証（お持ちの方のみ。
有効、失効を問いません）
- ・申請用写真1枚（縦3.0センチ×横2.4
センチ）
- ・手数料

★これから取得しようとする運転免許の
種類や現在保有する運転免許の種類ごと
にそれぞれ受験資格や手続などが異なり
ます。岡山県運転免許センターにお問い
合わせください。

【問合せ】

岡山県運転免許センター

（岡山県警交通部運転免許課）

住所：岡山市北区御津中山444-3

TEL:086-724-2200

- ・证明本人的资料（护照、保险证、在留
卡等）
- ・证明在国外滞留期间的资料（出入国记
录、护照、船员手册等）
- ・日本驾驶证（仅限持有者，不论有效或
无效）
- ・申请用照片（长3厘米×宽2.4厘米）
- ・手续费

★根据要获得驾驶证的种类及现在持有驾
驶证的种类不同，考试资格及手续也不同。
详情请咨询冈山县驾驶证中心
。

【咨询】

冈山县驾驶证中心

（冈山县警交通部驾驶证课）

地址：冈山市北区御津中山 444-3

电话：086-724-2200

JAF（日本自動車連盟）

外国語版「交通の教則」（4言語）の発行

JAFでは、「交通の教則」英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語版（2017年7月改訂）を JAF 広島支部窓口または、Amazon.co.jp で販売しています。

販売価格は各言語とも 1冊1,430円（消費税込）。電子書籍は、1冊880円（消費税込）

です。

<http://www.jaf.or.jp/inter/manual/>

国際運転免許証

ジュネーブ条約に基づいて発行された国際運転免許証は、外国の運転免許証の有効期間内で日本に上陸した日から1年間有効です。（入国後1年以内に外国の運転免許証の有効期限が来た場合は、その日まで）

JAF（日本汽车联盟）

发行外语版「交通规则」（4种语言）

JAF 发行的「交通规则」英语、汉语、葡萄牙语、西班牙语版（2017 年 7 月改订）在 JAF 广岛分店窗口及 Amazon. co. jp 网上出售。各种语言每本售价均为 1430 日元（含消费税）。电子书籍每本 880 日元（含消费税）。



国际驾驶证

根据日内瓦条约发行的国际驾驶证在有效期内，从登陆日本一年内有效。（登陆日本一年以内有效期的那一天。）

外国免許証の日本語による翻訳文

JAF では外国免許証の日本の運転免許証への切替申請に必要な「外国免許証の日本語による翻訳文」(有料)を発行しています。

※最新の情報は、JAF(日本自動車連盟)のホームページで確認するか、JAF広島支部に問い合わせてください。

- ・JAF広島支部 事業課

〒733-8610

広島市西区庚午北二丁目9-3

TEL : 082-272-9967 (ダイヤルイン)

※郵便番号のみでも届きます。

- ・JAF ホームページ (英文)

<http://www.jaf.or.jp/e/index.htm>

外国驾驶证的日语翻译

JAF 可提供外国驾驶证更换成日本驾驶证时

所需要的「外国驾驶证日文翻译」。(付费服务)

*最新信息请确认 JAF (日本汽车联盟) 网页
或咨询 JAF 広島支部。

- ・JAF 広島支部

〒733-8610

広島市西区庚午北二丁目 9-3

电话: 082-272-9967

*只用邮政编码也可邮到。

- ・JAF 网站 (英语)

